

⑥ 養護教諭普通免許状

I 大学等における養成による免許状の取得(免許法別表第2関係)

1 基礎資格等(免許法別表第2)

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
			教科及び教職に関する科目
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること ※1	80
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること	56
		ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること	12
		ハ 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること	22
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること ※2	42
		ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること	なし ※3
		ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること(保健婦)又は同条第3項の規定により免許を受けていること	なし ※3

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む(別表第1備考第2号、免許法施行規則第25条)

※2 大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合が含まれる。(施行規則第66条の9)

※3 二種免許状のロの項又ハの項に該当する者については、施行規則第66条の6の定める科目のみ修得すればよい。

2 最低修得単位数(施行規則第9条)

養護及び教職に関する科目(施行規則第9条第1項)

科目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数				
		専修	一種			二種
			イ	ロ	ハ	イ
養護に関する科目 【第2欄】	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む)	4	4		2	2
	学校保健	2	2	3	2	1
	養護概説	2	2	※1	※2	1
	栄養学(食品学を含む。)	2	2		2	2
	健康相談活動の理論及び方法	2	2			2
	解剖学・生理学	2	2			2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2			2
	精神保健	2	2			2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	10			10
教育の基礎的理解 に関する科目【第3 欄】	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	2 ※1	2 ※2	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(※3)					
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)						
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目【第4欄】	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6			3
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
教育実践に関する科目 【第5欄】	養護実習 ※4	5	5	2 ※1	2 ※2	4
	教職実践演習 ※5	2	2			2
大学が独自に設定する科目【第6欄】		31	7			4
施行規則第66条の6の定める科目		8	8	8	8	8

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

ア 修得単位は、課程認定を有する大学で修得したものであること。(別表第1備考第5号イ、第6号)

イ 施行規則第66条の6の定める科目(日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作各2単位)は課程認定以外の大学等でも修得することができる。

ウ 二種免許状を有している者又はその所要資格を得ている者が、一種免許状を受けようとする場合、二

種免許状に係る単位は既に修得したものと見なす。

この場合、「各教科の指導法」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」については、一種免許状から二種免許状に係る各科目の単位数について修得すればよい。(施行規則第10条の2第1項、第2項)

- エ 一種免許状を受けようとする場合、二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする(施行規則第10条の2第3項)
- オ 一種免許状のロ又ハの項に該当するものは、最低取得単位数を超える単位については、養護に関する科目の中から任意に修得すること。

(2) 養護及び教職に関する科目

- ※1 第2欄の「衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む)」、「学校保健」、「養護概説」及び「栄養学(食品学を含む。)」に含まれる内容について、合わせて3単位以上
第3欄の「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目のうち、1以上の科目並びに養護実習について、それぞれ2単位以上修得する必要があること。(施行規則第9条の表備考第7号)
- ※2 第2欄の「学校保健」及び「養護概説」について、合わせて2単位以上
第3欄の「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目のうち、1以上の科目並びに養護実習について、それぞれ2単位以上修得する必要があること。(施行規則第9条の表備考第8号)
- ※3 1単位以上を修得するものとする(施行規則第2条の表備考第3号)【法改正により新たに追加】
- ※4
 - ア 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭、又は学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で、常時勤務に服する者」として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、第3欄、第4欄もしくは第5欄(養護実習を除く。)の単位をもって、これに替えることができる。(施行規則第9条の表備考第3号)
 - イ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含むこと。(施行規則第2条の表備考第7号)
 - ウ 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる。ただし、この場合、他の校種の教育実習の単位をあてることができない。(同表備考第8号)
- ※5 平成22年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、平成25年3月31日までに、総合演習の単位を取得した場合、教職実践演習の単位を修得することを要しない。

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状から一種免許状の「教科又は教職に関する科目」を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること(別表第2備考第2号)
単位については、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第9条の表備考第6号)
- イ 一種免許状又は二種免許状については、第2欄～第5欄又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得すること。(施行規則第9条の表備考第6号)
- ウ 大学が独自に設定する科目については、「教科に関する専門的事項に関する科目」と「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」で最低限修得する必要がある単

位数を超えた部分の単位数を充てることができる。

(4) 単位の流用

幼稚園、小学校又、中学校、高等学校の教諭又は栄養教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。(施行規則第2条の表備考第11号)
ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得すること。

	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位数	栄養教諭の普通免許状を受ける場合の単位数
教育の基礎的理解に関する科目	6単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)	6単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2単位	8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)

II 教育職員検定による上位の免許状の取得(免許法別表第6関係)

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

1 養護教諭二種免許状

(1) 養護助教諭臨時免許状を基礎に取得する場合

在職年数による最低修得単位数(免許法別表第6、別表第3備考第7号、山梨県教育職員免許に関する規則第17条)

基礎資格							
ア 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を有する者(免許法別表第6備考第2号)							
イ 高等学校を卒業し、同法第8条の規定により准看護師の免許を有する者(昭和29年改正法附則第18項)							
ウ ア・イ以外の場合							

基礎資格		ア	イ	ウ				
養護助教諭臨時免許状取得後、 養護教員として良好な成績で勤務 した ¹ 在職年数		1年未満	3	6	7	8	9	10
養護助教諭臨時免許状取得後、 大学等において修得することを要す る最低単位数		10	10	30	25	20	15	10
科目	左記の各科目 に含めることが 必要な事項	最低修得単位数						
養護に関する科目	Iの2 第2欄	2科目以上 かつ5単位 以上	2科目以上 かつ5単位 以上	14	11	9	7	5
養護教諭・栄養教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	Iの2 第3欄及び第 4欄	1科目以上 かつ4単位 以上	1科目以上 かつ4単位 以上	8	7	6	5	4
大学が独自に設定する科目		1	1	2	2	1	1	1
上記科目から任意選択して修得す る単位数				6	5	4	2	0

※免許状申請時に養護助教諭臨時免許状が有効期間内である必要がある。

(2) 在職年数について

- ア 在職年数は、養護教諭又は養護助教諭(当分の間、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園において専ら幼児、児童又は生徒養護に従事する職員で常時勤務に服する職員を含む。)として良好な成績で勤務した年数とする。
- イ 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、臨時免許状を修得した後であること。
- ウ 総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

2 養護教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が養護教諭一種免許状を取得する場合

- ア 勤務年数による最低修得単位数(免許法別表第6、別表第3備考第7号、県教委規則第17条第1項第1号)

養護教諭二種免許状取得後、 養護教員として良好な成績で勤務した在職年数		3	4	5
養護教諭二種免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数		20	15	10
科目	左記の各科目に含めること が必要な事項	最低修得単位数		
養護に関する科目	Iの2 第2欄	8	7	5
養護教諭・栄養教諭 の教育の基礎的理解 に関する科目等	Iの2 第3欄及び第4欄	6	5	4
大学が独自に設定する科目		2	1	1
上記科目から任意選択して修得する単位数		4	2	

(2) 在職年数について

- ア 在職年数は、養護教諭二種免許状を取得後に良好な成績で勤務した年数とし、当分の間、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園において専ら幼児、児童又は生徒養護に従事する職員で常時勤務に服する職員を含む。
- イ 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。
- ウ 総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

(2) 大学に3年以上在学した者等が養護教諭一種免許状を取得する場合

- ア 基礎資格(施行規則第17条第1項の表備考、免許法別表第6備考第1号)

基礎資格	
ア 4年生大学を卒業した者(大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者若しくは大学に2年以上在学及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者、又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者)	
イ 免許法別表第2の二種免許状の口の規定(保健師免許)により授与された二種免許状を有する者	

イ 最低修得単位数配分表(施行規則第12条、県教委規則施行細則別表第17号)

基礎資格		ア	イ
最低在職年数		1	1
総単位数		10	10
養護に関する科目	最低修得単位配分	5	5
		2科目以上かつ5単位以上	2科目以上かつ5単位以上
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数	1科目以上かつ4単位以上	1科目以上かつ4単位以上
大学が独自に設定する科目		1	1

(2) 在職年数について

- ア 在職年数は、養護教諭二種免許状を取得後に良好な成績で勤務した年数とし、当分の間、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園において専ら幼児、児童又は生徒養護に従事する職員で常時勤務に服する職員を含む。
- イ 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。
- ウ 総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

3 養護教諭専修免許状

養護教諭一種免許状取得後、 養護教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3
養護教諭一種免許状取得後、 大学院等において修得することを要する最低単位数	15

(2) 在職年数について

- ア 在職年数は、養護教諭一種免許状を取得後に良好な成績で勤務した年数とし、当分の間、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園において専ら幼児、児童又は生徒養護に従事する職員で常時勤務に服する職員を含む。
- イ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学院において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、一種免許状を修得した後であること。
- ウ 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号、施行規則第17条第4項) 専修免許状の授与を受ける場合は、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第9条の表備考第6号)